

意見書案第1号

坂本城の遺構を後世に引き継ぐための取組を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和6年3月25日

大津市議会議長

竹内基二様

提出者 八田憲児
竹内照夫
嘉田修平
佐藤弘
森川えりな
福永英晶
伴孝昭

坂本城の遺構を後世に引き継ぐための取組を求める意見書

本市においては、令和5年10月から実施している発掘調査において、坂本城の三の丸のものとみられる石垣が確認された。

坂本城は、織田信長が明智光秀に1571年に築城を命じたとされ、ポルトガル人宣教師ルイス・フロイスに「織田信長公が安土山に建てたものに次ぎ、この明智光秀公の城ほど有名なものは天下にない」と評された城であるが、1586年頃の大津城築城に伴ってわずか15年程度で廃城となったため、絵図等の詳細な記録が残っておらず、幻の城と言われてきた。

これまでは、昭和54年の発掘調査で16世紀後半の礎石建物や井戸、瓦が見つかり、坂本城の本丸の一部と考えられる遺構が見つかったものの、その後の調査では、城本体に関する遺構は見つかっていなかった。しかし、今般、宅地造成工事に伴う調査において16世紀後半に埋没した石垣を持つ堀が全長30メートルにわたって検出されたことをはじめ、多岐にわたる遺構、遺物が出土する大きな成果が得られ、後世に引き継いでいくべき貴重な財産が発見されたところである。

滋賀県においては、文化庁が平成24年3月に長崎県松浦市鷹島神崎遺跡を初めて水中遺跡として史跡指定して以降、新たな水中遺跡調査の実施や水中遺跡の指定及び登録を推進していることを踏まえ、今後、葛籠尾崎湖底遺跡などの琵琶湖に眠る水中遺跡にも光を当て、文化庁や地元市と連携・協力を進めながら、水中遺跡の調査や魅力の発信に中長期的な計画で取り組むとされているが、坂本城については、本丸等の一部の遺構は水中にあると推測されており、歴史的に有名な坂本城の調査や保存に取り組むことは、県の施策の方向性とも合致していると考ええる。

ついでには、滋賀県におかれては、早期に国による史跡の指定を受けられるよう働きかけるとともに、本市と連携し、今後の発掘調査に積極的に取り組まれるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

大津市議会議員 竹内 基二

滋賀県知事 あて